

重要事項説明書

厚生省令第 38 号 4 条 1 項の規定に基づき、当事業所の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	こみに居宅介護支援センター（特定事業所加算Ⅲ算定）
所 在 地	静岡市葵区赤松 8 番 16
電 話 番 号	054-200-5020 営業時間外は 24 時間携帯電話に転送
法人種別及び名称	医療法人社団 博慈会
代 表 者 職	理事長
代 表 者 氏 名	廣田省三
管 理 者 氏 名	鈴木久美子
介護保険事業所番号	2254180041
指 定 年 月 日	平成 11 年 8 月 1 日
交 通 の 便	静岡鉄道バス 県立こども病院バス停下車 徒歩 10 分
サービスを提供する 通常の実施地域	静岡市葵区城北地域包括支援センター、 長尾川地域包括支援センター、千代田地域包括支援センター圏域

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤 務 形 態	保 有 資 格 の 内 容
管 理 者	1 人	常勤専従 人	介護福祉士・主任介護支援専門員
		常勤兼務 1人	
介護支援専門員	2人	常勤専従 2人	介護福祉士
		常勤兼務 人	
		非常勤専従 人	
		非常勤兼務 人	

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金 但し、土・日・祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日を除く
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
要介護認定等の申請代行	要介護認定等(更新認定を含む)を希望する利用者に、申請の代行業務を行ないます。
居宅サービス計画 (ケアプラン)の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考え、居宅サービス計画を作成します。 居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求め、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求め、それが可能。利用者に提供される居宅サービスが特定の種類に偏ることのないよう、また、特定の居宅サービス事業者による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、或いは、利用者に指示すること等により特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう、公正中立に居宅介護支援を提供します。

居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画等の変更)	居宅介護サービスが計画通りに実施されているか管理(モニタリング)します。また、利用者の状況の変化等により、必要な場合はサービス計画を変更します。
サービス事業者等との連絡調整	利用者のニーズにあったサービス計画が実現するよう、各サービス事業者等と連絡調整を行ないます。
介護保険施設への紹介	利用者が介護保険施設の入所・入院を希望する場合、利用者の心身の状況に適した施設を紹介します。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	人員不足等で居宅支援サービスが提供できない場合は、他の居宅介護支援事業者を紹介する等必要な処置を講じます。
サービスの質の向上のための方策	関係団体等の研修会に参加し、適切な居宅介護支援事業が提供できるよう努めます。
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者の希望により、担当の介護支援専門員を変更することができます。
当事業所からの解除	利用者が当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合は、静岡市役所高齢介護課、地域包括支援センターと協議の上、契約を解除する可能性があります。
プライバシーの遵守(秘密保持義務)	居宅介護支援事業を実施する上で知り得た利用者及びご家族のプライバシーを遵守します。サービス担当者会議等で個人情報を使用する場合は文書により同意を得ます。
事故発生時の対応	当事業所代表者と協議の上、迅速に対応します。(賠償事故補償制度加入済み)
その他	居宅サービス計画等、必要書類は2年間保存します。

3 利用料

(1) 利用料 原則として、あなたには利用料を請求しません。

但し、あなたの介護保険被保険者証に支払方法変更の記載(あなたが、保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があった時は、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住民票のある市町村の窓口に出して、払い戻しを受けて下さい。

要介護度	利用料
要介護度 1・2	11,316 円
要介護度 3～5	14,702 円

*初回加算…3,126 円/月(新規、要介護状態区分の2段階以上の変更時)

*特定事業所加算Ⅲ…3,365 円/月(主任ケアマネジャーの配置、利用者情報伝達等の会議の定期開催、法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること等質の高いケアマネジメント確保に向けた要件を満たすことにより算定)

*入院時情報連携加算…2,605 円/月ないしは 2,084 円/月

(入院日当日、ないしは3日以内に病院へ情報提供した場合)

*退院・退所加算…4,689 円/ないしは 6,252 円/ないしは 7,815 円/月ないしは 9,378 円
(カンファレンスの回数、方法により算定)

*特定事業所医療介護連携加算…13,025 円

*通院時情報連携加算…521 円

(病院又は診療所において診察に同席した場合)

*ターミナルケアマネジメント加算…4,168 円/月

(終末期に在宅で死亡した場合)

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	交通費(介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通費が必要です)

(3) その他の費用 なし

(4) 支払い方法 あなたが、当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月 10 日までに、前月分の請求をしますので 10 日以内にお支払い下さい。お支払い方法は、銀行振込、現金払い・引き落としの中から、ご契約の際に選択して下さい。

4 サービスの終了について

(1) あなたの都合で、サービスを終了する場合

あなたは、いつでも契約を解除できますが、次の場合は、解約料を頂きます。

ア. 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	要介護度 1・2	11,316 円
	要介護度 3～5	14,702 円
イ. 市町村への介護サービス計画の届出終了後に、解約した場合	解約料はかかりません	
ウ. その他、解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料	

この他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行なったと認める時は直ちにこの契約を解除することができます。

(2) 当事業者の都合で、サービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情により、このサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。この場合は、サービスの提供終了 14 日前までに、文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を、あなたに提供いたします。

(3) 自動終了

次の場合は、自動的にサービスを終了します。

ア. あなたが介護保険施設・病院等に、入院又は入所した場合

イ. あなたの要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定され地域包括支援センターの担当になった時

ウ. あなたが亡くなった場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談下さい。

相談窓口担当 管理者 鈴木 久美子

電 話 054-200-5020

この他、市町村や国民健康保険団体連合会の窓口でも、苦情相談を受け付けています。

苦情相談窓口

静岡市介護保険課 電話 054-221-1088

国民健康保険団体連合会 苦情処理係 電話 054-253-5590

承諾書

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供にあたり、重要事項を説明しました。

所在地 静岡市葵区赤松 8 番16

電 話 054-200-5020

名 称 こみに居宅介護支援センター (居宅介護支援事業所)

説明者 介護支援専門員

印

(利用者)

重要事項説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

その内容を承諾するとともに、介護支援専門員が知り得た個人情報をサービス担当者会議等で使用することに同意します。

住 所 静岡市葵区

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

(家族)

また、家族の個人情報についても、サービス担当者会議で使用することに同意します。

住 所

氏 名

印